

創造から新天新地へ—24章でたどる神の救済史

10章 「新しい契約」

エレミヤ書 31章

1. はじめに

(1) これまでの流れ

- ①創造（創 1 章）
- ②墮落（創 3 章）
- ③アブラハム 契約（創 12 章）
- ④出エジプト（出 12 章）
- ⑤荒野での律法付与（出 20 章）
- ⑥約束の地の征服（ヨシ 1 章）
- ⑦ダビデ契約（2 サム 7 章）
- ⑧王国の崩壊（2 列 25 章）

(2) 前回はイザヤ書 53 章を取り上げた。

- ①「王なるメシア」と「受難のしもべ」という二重のメシア像
 - * ダビデ契約に基づく王的メシア像
 - * イザヤ 53 章に示される苦難のメシア
- ②旧約時代には、この二つが統合されずに並存していた。
- ③王国崩壊後に示された「希望の中心」。

(3) エレミヤ書の時代背景

- ①南王国ユダの最末期
- ②契約違反による裁きとしてのバビロン捕囚
- ③希望が見えない歴史のどん底
- ④「神の約束は破棄されたのか」という問い

神の約束は必ず成就する。

新しい契約を確認するとそれが分かる。

I. 「新しい契約」の宣言

1. 31 節

Jer 31:31 見よ。その日が来る。——【主】の御告げ——その日、わたしは、イスラエルの家とユダの家とに、新しい契約を結ぶ。

(1) 新しい契約は、モーセ契約の更新ではない。

- ①これは質的に新しい契約である。

②希望が見えないどん底の状態に光をもたらす契約である。

(2) 神がこの契約を結ぶ相手は、「イスラエルの家とユダの家」である。

①置換神学では、神が教会と新しい契約を結ばれたとされる。

②教会=靈的イスラエル

③イスラエルの家とユダの家=教会

④字義どおりに解釈すれば、新しい契約はイスラエルと結んだものである。

⑤教会はその祝福に与っている。

2. 32節

Jer 31:32 その契約は、わたしが彼らの先祖の手を握って、エジプトの国から連れ出した日に、彼らと結んだ契約のようではない。わたしは彼らの主であったのに、彼らはわたしの契約を破ってしまった。——【主】の御告げ——

(1) 「エジプトの国から連れ出した日に、彼らと結んだ契約」

①これはシナイ契約のことである。

②シナイ契約は旧い契約である。

③旧約と新約という対比は、シナイ契約と新しい契約の対比である。

(2) 旧い契約との違い

①旧い契約は、条件付き契約である。

* イスラエルはその契約を破ってしまった。

②新しい契約は、無条件契約である。

* イスラエルの違反があってもその契約は破棄されない。

3. 33節

Jer 31:33 彼らの時代の後に、わたしがイスラエルの家と結ぶ契約はこうだ。——【主】の御告げ——わたしはわたしの律法を彼らの中に置き、彼らの心にこれを書きしるす。わたしは彼らの神となり、彼らはわたしの民となる。

(1) 「彼らの時代の後に」

①終末論的表現

②捕囚のみならず、メシア的時代を指し示す用語である。

③視点は「将来の神の決定的介入」である。

(2) 「わたしが…結ぶ契約」

①主語は一貫して「わたし（ヤハウェ）」である。

②人間側の条件は提示されていない。

③これは無条件契約的構造であり、シナイ契約とは明確に区別される。

(3) 「わたしの律法を彼らの中に置き」

①単なる掟の集合ではなく、神の御心そのものである。

②「中に置く」は、外側からの命令 → 内側の原理への転換を意味する。

(4) 「心にそれを書きしるす」

①「心」 = 人格・意志・判断の中心

②石の板（出 31 章）との明確な対比がある。

③内的変革（regeneration）を前提としている。

④単なる倫理改善ではなく、新しい靈的本性の付与を示唆している。

(5) 「わたしは彼らの神となり、彼らはわたしの民となる」

①これは、契約の公式（covenant formula）である。

②新しい契約は、旧約的契約関係の破棄ではなく完成である。

4. 34 節

Jer 31:34 そのようにして、人々はもはや、『【主】を知れ』と言って、おのおの互いに教えない。それは、彼らがみな、身分の低い者から高い者まで、わたしを知るからだ。——
【主】の御告げ——わたしは彼らの咎を赦し、彼らの罪を二度と思い出さないからだ。」

(1) 「【主】を知れ」と教える必要がない。

①「知る」 = 人格的・関係的認識

②知識の量ではなく、関係の質を意味する。

③祭司制度・仲介者制度を経由しなくとも、直接的な神認識が可能になる。

(2) 「みな、…わたしを知る」

①階級・性別・年齢の区別なし

②救済の普遍化ではなく、契約の民内部での完全な靈的共有。

③イスラエル全体の将来的回復を含意している。

(3) 「咎を赦し、…罪を二度と思い出さない」

①新しい契約の最終的基礎である。

②赦しが先行し、内的変革が保証される。

③「忘れる」 = 神の健忘ではない。

④裁きの対象として取り扱わないという法的宣言である。

⑤旧約の贖罪制度では達成できなかった次元である。

5. 新しい契約の三本柱

- (1) 内的律法（再生）
- (2) 直接的神認識（関係の回復）
- (3) 完全な罪の赦し（法的義認）

6. まだ成就していない部分

- (1) イスラエル民族全体の靈的再生（未成就）
- (2) イスラエル全体への律法の内在化（未成就）
- (3) イスラエルの完全な罪の赦し（未成就）
- (4) 新しい契約に基づくメシア王国の完成（未成就）
- (5) 新しい契約の未成就部分は、終末論が必須である理由そのもの。

結論：今日の信者への適用

1. 信仰とは「外から守る努力」ではなく「内から生きる力」である

- (1) 旧い契約のもとでは、神の御心は「外側」にあった。
 - ①人はそれを守ろうとして失敗を重ねてきた。
- (2) 新しい契約のもとでは、神の御心は「内側」にある。
 - ①神ご自身が人の内側に働き、従順の原理を与えてくださる。
- (3) 「頑張って守る生活」ではなく、「新しいいのちに従って生きる生活」。

2. 神との関係は「制度」ではなく「人格的交わり」に基づいている

- (1) 信仰は、形式や制度の問題ではない。
- (2) クリスチャンとは、人格的に神と結ばれている者である。

3. 罪の赦しは「感情的安心」ではなく「法的確定」である。

- (1) 「罪を二度と思い出さない」という宣言は、このことを保証している。
- (2) 私たちは、すでに赦された者として、感謝と確信をもって生きる存在。

4. 教会は「イスラエルの代替」ではなく「恵みに与る者」である。

- (1) 教会は、イスラエルに取って代わったのではない。
- (2) その靈的祝福に、恵みによって参与している存在である。
- (3) クリスチャンの使命は、希望の終末論の証人となることである。

*次回はダニエル書7章